



まだ誰も知らない安心を、ともに。

団体日常生活賠償保険

団体総合生活補償保険(個賠型)

日常生活中に発生する法律上の損害賠償責任を補償します。

●保険金をお支払いする場合●

「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」に対して保険金をお支払いします。

- ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ②日常生活に起因する偶然な事故

(*) 電車等とは、汽車、電車、気動車、モーターカー、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等を含みません。

※ 住宅には、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。

<保険金をお支払いする主な具体例>

- マンションで水漏れを起こし階下のお宅を汚してしまった。



- 自転車運転中に歩行者にぶつかりケガをさせた。



- 自転車運転中に車と接触した



- 歩行中、人とぶつかった



このような毎日の生活の中で起きた事故により、相手方の治療費や修理費等を支払わなければならない場合、賠償金等を補償します。

※1 この保険は、ご本人やご家族の方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする保険です。上記事例でも事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

※2 被害者側に過失がある場合などは、過失相殺などにより被害者側の損害額に比し、保険金が少なかったり、まったくお支払いできないことがあります。

●お支払いする保険金の額●

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより地位取得するものがある場合は、その低額	=	免責金額(*) (円)
-----------------------------------	---	---------------------------------	---	-----------------------------------------------------	---	----------------

(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

- ※1 1回の事故につき、日常生活賠償金額が限度となります。
- ※2 上記算式により計算した額は別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、訴訟費用等をお支払いします。
- ※3 事故により損害賠償の請求を受けた場合、当社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。なお、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。ただし、次のいずれかの場合は当社による示談交渉はできません。
 - ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合
 - ②損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③正当な理由がなく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
 - ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ※4 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前-保険会社の承認が必要となります。

●保険金をお支払いできない主な場合●

次のいずれかによって発生した損害

- 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害
 - 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - 被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - 被保険者と同居する親族(注2)に対する損害賠償責任
 - 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。
 - 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(注3)
 - 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - 被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任
 - 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任
- (注1) テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
- (注2) 親族とは、配偶者(*)、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (*) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- (注3) レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊或使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。